

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 27 年 2 月 3 日 (火) 号外第 10 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（3）（教育委員会事務局教育総務課）・・・・・・・・・・ 3
- 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（4）（住まいまちづくり課）・・・ 5

==== 公布された条例のあらまし =====

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新設について

1 条例の新設理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項が改められること等に伴い、次の条例について所要の規定の整理を行う。

ア 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

イ 知事等の退職手当に関する条例

ウ 鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例

エ 鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例

(2) 施行期日は、平成27年4月1日とする。

◇鳥取県建築基準法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

建築基準法の一部が改正され、構造計算適合性判定は、建築主が知事又は指定構造計算適合性判定機関に直接申請するよう改められたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 建築確認の手数料の額について、構造計算適合性判定が必要な場合の加算を廃止する等、所要の規定の整理を行う。

(2) 施行期日は、平成27年6月1日とする。

条 例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第9条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第8条の規定による改正前</u>の教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)第2条第5項及び第3条第2項並びに<u>教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)第2条第1項の規定に基づき</u>、知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び第3項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項並びに鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)第2条第5項及び第3条第2項の規定により</u>、知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県教育委員会の権限及び事務処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) <u>第23条第1項</u>及び第55条第1項の規定に基づき、鳥取県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限及び事務処理の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(権限の特例)</p> <p>第2条 <u>法第23条第1項第1号</u>に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。) <u>第24条の2第1項</u>及び第55条第1項の規定に基づき、鳥取県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の権限及び事務処理の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(権限の特例)</p> <p>第2条 <u>法第24条の2第1項第1号</u>に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行する。</p>

(鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正)

第4条 鳥取県教育委員会の委員の定数を定める条例(平成14年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の</u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条ただし書の規定により、鳥取県教育委員会の委員の定数は、6人とする。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第3条ただし書の規定により、鳥取県教育委員会の委員の定数は、6人とする。</p>

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第4号

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前				
別表第3（第13条関係）			別表第3（第13条関係）				
事務	金額		事務	金額			
1 法第6条 第1項（法 第87条第1 項において 準用する場 合を含む。 ）の規定に 基づく 建築物の確 認	床面積の合計が30平方 メートル以内のもの	1 件につき 5,000円	1 法第6条 第1項（法 第87条第1 項において 準用する場 合を含む。 ）の規定に 基づく 建築物の確 認	アの項 により	ア イ 又は ウ以 外の 部分	床面積 の合計 が30平 方メー トル以 内のも の	1 件につき 5,000円
	床面積の合計が30平方 メートルを超え、100 平方メートル以内のも の	1 件につき 9,000円		算定さ れた額 とイの 項（構 造計算 が国土 交通大 臣の認 定を受 けたプ ログラ ム以外 の方法 により 行われ たもの にあっ ては、 ウの 項）に より算 定され た額の 合計額 （法第 87条第 1項に おいて 準用す		床面積 の合計 が30平 方メー トルを 超え、 100平方 メート ル以内 のもの	1 件につき 9,000円
	床面積の合計が100平 方メートルを超え、 200平方メートル以内 のもの	1 件につき 14,000円		床面積 の合計 が100平 方メー トルを 超え、 200平方 メート ル以内 のもの		1 件につき 14,000円	
	床面積の合計が200平 方メートルを超え、 500平方メートル以内 のもの	1 件につき 19,000円		床面積 の合計 が100平 方メー トルを 超え、 200平方 メート ル以内 のもの	1 件につき 19,000円		
	床面積の合計が500平 方メートルを超え、 1,000平方メートル以 内のもの	1 件につき 34,000円		床面積 の合計 が100平 方メー トルを 超え、 200平方 メート ル以内 のもの	1 件につき 19,000円		
	床面積の合計が1,000 平方メートルを超え、 2,000平方メートル以 内のもの	1 件につき 48,000円		床面積 の合計 が200平 方メー トルを 超え、 500平方 メート ル以内 のもの	1 件につき 48,000円		
	床面積の合計が2,000 平方メートルを超え、 10,000平方メートル以 内のもの	1 件につき 140,000円		床面積 の合計 が500平 方メー トルを 超え、 1,000平 方メー トル以 内のもの	1 件につき 140,000円		
	床面積の合計が10,000 平方メートルを超え、 50,000平方メートル以 内のもの	1 件につき 240,000円		床面積 の合計 が1,000 平方メ ートル を超え 、2,000 平方メ ートル 以内の もの	1 件につき 240,000円		
	床面積の合計が50,000	1 件につき		床面積 の合計 が50,000	1 件につき		

平方メートルを超えるもの	460,000円	る法第6条第1項の規定に基づく場合にあっては、アの項により算定された額)	トルを 超え、 500平方 メートル以内 のもの	1件につき 34,000円
			床面積 の合計 が500平 方メー トルを 超え、 1,000平 方メー トル以 内のも の	1件につき 48,000円
			床面積 の合計 が1,000 平方メ ートル を超 え、 2,000平 方メー トル以 内のも の	1件につき 140,000 円
			床面積 の合計 が2,000 平方メ ートル を超 え、 10,000 平方メ ートル 以内の もの	1件につき 240,000 円
			床面積 の合計 が10,000 平方メ ートル 以内の もの	10,000円

	平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 460,000円
イ 法第6条第5項の構造計算適合性判定に係る部分（構造計算が国土交通大臣の認定を受けたプログラムにより行われたもの	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1棟につき 140,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1棟につき 152,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1棟につき 163,000円

						のに 限 る。) 床面積 の合計 が1,000 平方メ ートル を超 え、 2,000平 方メー トル以 内のも の	1棟につき 175,000 円
						床面積 の合計 が2,000 平方メ ートル を超 え、 10,000 平方メ ートル 以内の もの	1棟につき 191,000 円
						床面積 の合計 が10,000 平方メ ートル を超 え、 50,000 平方メ ートル 以内の もの	1棟につき 228,000 円
						床面積 の合計 が50,000 平方メ ートル を超 えるもの	1棟につき 349,000 円

					ウ 法	床面積	1棟につき	
						第6	の合計	169,000
						条第	が200平	円
						5項	方メー	
						の構	トル以	
造計	内のも							
算適	の							
合性	床面積	1棟につき						
判定	の合計	192,000						
に係	が200平	円						
る部	方メー							
分	トルを							
	（構							
	造計							
	算が							
	メー							
	トル以							
	内のも							
	の							
	方法	1棟につき						
	によ	の合計						
	り行	214,000						
	われ	円						
	たも							
	のに							
	限							
	る。							
	1,000平							
	方メー							
	トル以							
	内のも							
	の							
	床面積	1棟につき						
	の合計	237,000						
	が1,000	円						
	平方メ							
	ートル							
	を 超							
	え、							
	2,000平							
	方メー							
	トル以							
	内のも							
	の							
	床面積	1棟につき						
	の合計	274,000						
	が2,000	円						
	平方メ							
	ートル							

						を 超 え、 10,000 平方メ ートル 以内の もの	
						床面積 の 合 計 が 10,000 平方メ ートル を 超 え、 50,000 平方メ ートル 以内の もの	1棟につき 346,000 円
						床面積 の 合 計 が 50,000 平方メ ートル を 超 えるもの	1棟につき 593,000 円
1の2 法第 6条の3第 1項又は第 18条第4項 の規定に基 づく構造計 算適合性判 定	略			1の2 法第 6条第5 項、第6条 の2第3項 又は第18条 第4項の規 定に基づく 構造計算適 合性判定 (法第6条 第1項の規 定により県 の建築主事 に確認の申 請のあった 建築物に係 るものを除	略		

略		く。)	
7 法第7条の6第1項第1号又は第2号（法第87条の2第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定	略	7 法第7条の6第1項第1号（法第87条の2第1項又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認	略
7の2 法第12条第8項の台帳に記載された事項に関する証明書の交付	略	7の2 法第12条第7項の台帳に記載された事項に関する証明書の交付	略
略	備考 1 略 2 1の2の項の規定を適用する場合において、 <u>1棟の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。</u> 3 略	略	備考 1 略 2 <u>1のイ及びウの項並びに1の2の項の床面積の合計は、建築物1棟ごとの床面積の合計とする。この場合において、建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。</u> 3 略

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。